

総務政策委員会記録

開会年月日	令和5年3月14日
開会時刻	午前9時57分
閉会時刻	午前10時35分
出席委員名	◎岡田善行 ○大西要一 川口 浩 久保 真
	鈴木豊司 西山則夫 浜口和久
	品川幸久 議長
欠席委員名	なし
署名者	川口 浩 久保 真
担当書記	奥野進司
審査案件	議案第10号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第8号）（総務政策委員会関係分）
	議案第21号 伊勢市情報公開条例の一部改正について
	議案第22号 伊勢市行政不服審査法関係手数料条例の一部改正について
	議案第23号 伊勢市附属機関条例の一部改正について
	議案第24号 伊勢市職員定数条例の一部改正について
	議案第25号 伊勢市職員給与条例の一部改正について
	行政視察について
説明員	総務部長、総務部参事、総務課長、危機管理部長、危機管理課長
	情報戦略局長、情報戦略局次長、デジタル政策課長
	デジタル政策課副参事、文化政策課長、文化政策課副参事
	消防長、消防本部次長、消防本部参事、通信指令課長
	その他関係参与

審査経過

岡田委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に川口委員、久保委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、2月27日の本会議において審査付託を受けた「議案第10号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第8号）中、総務政策委員会関係分」外5件について審査し、質疑の後、いずれも全会一致で原案どおり可決すべしと決定、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定した。

次に、「行政視察について」を議題とし、詳細が決まり次第、各委員へ連絡することとし、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時57分

◎岡田善行委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において、川口委員、久保委員の御両名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、去る2月27日の本会議におきまして総務政策委員会に審査付託を受けた6件及び「行政視察について」の、合わせて7件であります。

案件名については審査案件一覧のとおりでございます。

お諮りいたします。

審査の方法については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願います。

【議案第10号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第8号）（総務政策委員会関係分）】

◎岡田善行委員長

それでは、「議案第10号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第8号）中、総務政策委員会関係分」を御審査願います。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書の32ページをお開きください。

款1 議会費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、款1 議会費の審査を終わります。

次に34 ページをお開きください。

34 ページから43 ページの款2 総務費を款一括で御審査願います。

なお、当委員会の審査から除かれるのは、項1 総務管理費、目21 交通対策費です。

御発言はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、おはようございます。

目20 の防犯活動推進費でお聞かせいただきたいと思います。

大事業1、中事業3 の防犯カメラ設置推進事業でございますが、今回157万4,000円、30%ほどの減額補正ということになっております。

令和4年度分での申請分につきましては、100%対応をされておるのか。

併せまして、その自治会数と設置基数、いかほどになるのかを教えてくださいませんか。

◎岡田善行委員長

危機管理課長。

●中村危機管理課長

委員お尋ねの防犯カメラの設置数、自治会数でございますが、令和4年度分につきましては、13の自治会、22台の設置ということになっております。以上です。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

申請があった分はもう100%対応されたということによろしいですか。

◎岡田善行委員長

危機管理課長。

●中村危機管理課長

100%対応させていただいております。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それとですね防犯カメラの補助は、スタートしてから3年ほどたつと思うんですけど、

これまでのトータル、累計っていうのを自治会数と設置台数を教えていただけないですか。

◎岡田善行委員長
危機管理課長。

●中村危機管理課長
自治会数につきましては43、台数につきましては147台となっております。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
はい、43というのは、実数でよろしいですか。
延べではなくて実数を教えてほしいんですけど、43でいいですかね。

◎岡田善行委員長
危機管理課長。

●中村危機管理課長
実数でございます。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
そうしましたら、これまでですね、運用面で問題は生じてこなかったのか、また課題というのは出てきておるのかどうなのか、その辺はいかがですか。

◎岡田善行委員長
危機管理課長。

●中村危機管理課長
毎年度この事業につきましては、自治会様に向けてアンケートをお願いしております。その中でやはり維持費の負担が声としては幾つか上がってきている状態でございます。以上でございます。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

次にこれについて各自治会のほうで、防犯カメラ設置運用規程というのをつくりまして、適正に管理をされておるといふふうに思うんですけど、画像データの保管場所であったり保存期限、あるいはデータの消去等につきましては、適正に行われているのか。

また、その辺の確認というのは行政の方でしているのかどうなのか、その辺お聞かせください。

◎岡田善行委員長

危機管理課長。

●中村危機管理課長

委員仰せのとおりですね、規程のほうを設けていただきまして、適正に管理を行っていただいていると考えております。以上です。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

適正に管理をされておるといふことで理解してよろしいですか。

それについて行政のほうは、確認をするような手段はあるのかどうなのか、その辺はいかがですか。

◎岡田善行委員長

危機管理課長。

●中村危機管理課長

撮影をされました映像といいますか、データにつきまして行政のほうで確認は行っておりません。以上でございます。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それともう1点ですね、今日までにこの画像データを利用したり、また提出したというような事実はないですか。

◎岡田善行委員長

危機管理課長。

●中村危機管理課長

行政のほうに向けて提出をいただいたという例はございません。以上でございます。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

警察等もないということでもいいですかね。

◎岡田善行委員長

危機管理課長。

●中村危機管理課長

警察からの協力を求められてですね、提出をされたという例は数件伺っております。以上でございます。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

数件ということですが、具体的に何件というのは分からないんですか。

◎岡田善行委員長

危機管理課長

●中村危機管理課長

トータルで何件というところまでは把握をいたしておりません。以上でございます。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

最後にします。

画像データの管理等につきましては、行政はもうノータッチということで理解してよろしいですね。それだけ確認させてください。

◎岡田善行委員長

危機管理課長。

●中村危機管理課長

行政のほうは関与していないということでございます。

◎岡田善行委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

西山委員。

○西山則夫委員

目6のデジタル化推進費の中で、ちょっと聞かせていただきたい。

意見とかそんなのじゃなしに、2の情報システム管理事業、それからITセキュリティ対策事業っていうところがですね、2件とも減額の金額が少し大きくて、突出しているようにぎらぎらしてくるんですけども、何かここら辺理由があったらお教えをいただきたいと思います。

◎岡田善行委員長

デジタル政策課副参事。

●今井デジタル政策課副参事

御質問のありました情報システム管理事業並びにITセキュリティ対策事業の減について御説明させていただきます。

まず、情報システム管理事業の行政システム管理経費それからITセキュリティ対策事業、こちらにつきましては、今年度、令和4年度に実施しました庁舎内や施設間を結びますネットワークシステム並びにインターネットの閲覧やセキュリティー対策を行うシステムの更新を行いまして、それに関します契約の差金でおよそ5,000万円減というふうになっております。

こちらがですね、行政情報のシステム更新で2,250万円ほど、ITセキュリティ対策事業のほうで2,700万円というのが大きな減額の理由となっております。

それから、住民情報システムの管理経費こちらにつきましては、市税等におきます各種帳票の作成や、それから読み取り業務、こちらを行っておるんですけども、こちらの契約更新に伴いまして、入札差金やそれから帳票発行予定数量がもともとの数量よりも減となりまして、およそ1,250万円の減というふうになっております。

また備品購入費で、今回、住民情報システムを更新しておるんですけど、そちらのパソコン調達の入札差金やプリンターの更新等々による減額で1,320万円というのが出ております。

こちらが大きな減額となった理由となっております。

よろしく願いいたします。

◎岡田善行委員長

西山委員。

○西山則夫委員

はい、ありがとうございます。

当初の見込みよりかなりその入札差金が増えたということで理解させていただいてよろしいんですね。

◎岡田善行委員長

デジタル政策課副参事。

●今井デジタル政策課副参事

はい、委員お見込みのとおりです。

◎岡田善行委員長

西山委員。

○西山則夫委員

この住民情報システムと行政情報システム管理経費ということで、システムとかいろいろな関係で、そういったことが発生したということで理解をさせていただきますが、ITセキュリティ対策事業というのは事業でありますので、これを、ITセキュリティーの対策の事業がどこまであって、どこまで少なくなったのかってということも把握をされておりますでしょうか。

◎岡田善行委員長

デジタル政策課副参事。

●今井デジタル政策課副参事

こちらにつきましてはITセキュリティ対策事業ということにはなっておるんですけども、今回の更新といたしましては、ネットワークの分離ですとか、それからセキュリティーに対してのセキュリティーシステムの構築、それから強靱化といたしましてネットワークを分離するような機能があるんですけど、そちらの機械のシステムの更新というところになっておりますので、その事業そのものとして、実施されなかったりというのではなく、正しく更新ということで執行されているということで御理解賜りますようお願いいたします。

◎岡田善行委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、款2総務費の当委員会関係分の審査を終わります。

次に48ページをお開きください。

款 3 民生費の御審査をお願いします。

当委員会の所管は 48 ページから 51 ページの項 5 人権政策費です。

御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、款 3 民生費の当委員会関係分の審査を終わります。

当局入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 08 分

再開 午前 10 時 10 分

◎岡田善行委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に 72 ページをお開きください。

72 ページから 75 ページの款 10 消防費を款一括で御審査願います。

なお、当委員会の審査から除かれるのは、項 1 消防費、目 5 災害対策費、大事業 1 防災対策事業のうち、小事業 4 避難行動要支援者対策事業です。

御発言はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

目 5 の災害対策費でお聞かせください。

大事業 1、中事業 3 の国民保護計画実施事業、29 万 2,000 円でございますが、これ全額減額となっております。

国民保護計画実施事業の当初計画をしておりました事業内容と、全額減額となりました理由をお示しいただけないでしょうか。

◎岡田善行委員長

危機管理課長。

●中村危機管理課長

こちらの国民保護計画実施事業につきましては、国の国民保護法などに変更があった場合、伊勢市国民保護計画を修正したりする、このための必要な経費として計上させていただいております。

今年度につきましては、変更の必要がなかったことによりまして、減額の補正となっております。

御説明は以上となります。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

国のほうの変更がなかったということなのですが、過去数年を見てみましても、当初予算には計上をされておりますものの、事業実績がなかなか出てこないというふうに思っております。

国民保護計画を作成してからもう15、6年たってくるわけでございますけど、市民意識というものがだんだん希薄化されてですね、国民保護計画そのものの存在自体が忘れられているように思うんですが、何もしないままずっときておって、行政としてそのような対応でいいのかどうなのか、了としておるのかその辺はいかがですか。

◎岡田善行委員長

危機管理課長。

●中村危機管理課長

国民保護計画といいますと、主に武力攻撃事態等に対応するための計画を定めているものでございます。

昨今、北朝鮮のミサイル等々ございますので、やはり我々としましても、いざというときのために、市民の方にこういった計画を定めてますよ、こんなふうに行動をとりましょうねということは、啓発していく必要があるかと存じております。

御説明は以上となります。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

これは実際は有事といいますか、武力攻撃等があった場合の話になってこようかと思うんですけど、この有事の場合での対応ですね、それは可能なのかどうなのか。

実際起こった場合、市民をどこへ避難させるのか、その辺はいかがですか、最後に教えてください。

◎岡田善行委員長

危機管理課長。

●中村危機管理課長

避難先につきましては、やはりミサイル等が来てもですね、大丈夫なような強固な建物、地下の構造物というようなことになっておるわけなんですけど、なかなか市内において地下に大きなスペースもございませんことから、可能な限り頑丈なところへ避難いただくという形になろうかと思っております。以上となります。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ですからこの計画に基づいて、何年も国の変更がないもので何もしないということではなくって、ある程度市民の皆さんにもですね、こういう計画があるんで有事の場合はこうしてくださいねというようなことをお伝えをするべきだと思うんですよね。

あつてはならんことなんですけど。

その辺はいかがですか、最後に教えてください。

◎岡田善行委員長

危機管理部長。

●日置危機管理部長

ありがとうございます。

今日もですね、北朝鮮からミサイルが発射されたという情報が出ておまして、本当にもどのようなことができるのかっていうふうなことは非常にちょっと難しい部分かなというふうな感じはしております。

先ほど危機管理課長のほうからも述べさせていただきましたように、少しでも身を守っていただくという、こういうところが大切なのかなというふうなことで思っておりますので、これからもですね、しっかり市民の皆様へ、情報をお伝えさせていただきながら、身を守る行動、これをとっていただくように啓発してまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

◎岡田善行委員長

他に御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、款 10 消防費の当委員会関係分の審査を終わります。

次に、80 ページをお開きください。

款 11 教育費を御審査願います。

当委員会の所管は、項 5 社会教育費、目 3 文化振興費及び目 6 観光文化会館費です。

御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、款 11 教育費の当委員会関係分の審査を終わります。

次に、86 ページをお開きください。

款 13 公債費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので款 13 公債費の審査を終わります。

以上で歳出の審査を終わります。

次に、14 ページにお戻りください。

14 ページから 31 ページの歳入の審査を一括でお願いいたします。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に 1 ページにお戻りください。

1 ページから 9 ページの条文の審査を一括でお願いします。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、条文の審査を終わります。

以上で議案第 10 号中、総務政策委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 10 号 令和 4 年度伊勢市一般会計補正予算（第 8 号）中、総務政策委員会関係分」について、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 21 号 伊勢市情報公開条例の一部改正について】

◎岡田善行委員長

次に、条例等議案書の 10 ページをお開きください。

10 ページから 32 ページの「議案第 21 号 伊勢市情報公開条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 21 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 21 号 伊勢市情報公開条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 22 号 伊勢市行政不服審査法関係手数料条例の一部改正について】

◎岡田善行委員長

次に 33 ページをお開きください。

33 ページから 38 ページの「議案第 22 号 伊勢市行政不服審査法関係手数料条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 22 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 22 号 伊勢市行政不服審査法関係手数料条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 23 号 伊勢市附属機関条例の一部改正について】

◎岡田善行委員長

次に、39 ページをお開きください。

39 ページから 49 ページの「議案第 23 号 伊勢市附属機関条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ここで少しお聞かせください。

今回ですね、スマートシティ伊勢推進構想策定委員会と、旧賓日館保存活用計画策定委員会が附属機関ということで設置をされておりますが、それぞれの委員構成とか、どのような方を委嘱あるいは任命されるのか、お聞かせをいただけないでしょうか。

◎岡田善行委員長

デジタル政策課長。

●奥田デジタル政策課長

スマートシティ伊勢推進構想策定委員会についてお答えさせていただきます。

まず学識経験を有する方というところで、近隣の学術機関に御相談をさせていただいて、学識経験を有する方に入っていただきたいと思っております。

また、知識経験を有する方といたしましては、スマートシティ伊勢推進協議会がございまして、その参画団体の皆様には、参加いただきたいと思っておりまして、そちらのほうに委員をお願いしたいと考えております。以上でございます。

◎岡田善行委員長

文化政策課副参事。

●奥野文化政策課副参事

旧賓日館保存活用計画策定委員の委員構成についてお答え申し上げます。

建築士、建築学、日本近代史等の学識経験者を想定しております。以上でございます。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございました。

次に報酬の問題でございます。この条例の附則になるんですが、旧賓日館保存活用計画策定委員会の委員につきましては、日額1万円ということで記載がされております。

スマートシティ伊勢推進構想策定委員会の委員につきましては、報酬の規定がないわけですが、スマートシティ伊勢推進構想策定委員会の委員の皆さんの報酬はどのようになるのか教えていただけないですか。

◎岡田善行委員長

デジタル政策課長。

●奥田デジタル政策課長

スマートシティ伊勢推進構想策定委員会の委員報酬につきましては、本条例の別表の第2条関係の中にございますその他附属機関の委員その他の構成員の日額6,000円をお支払いしたいと考えております。以上でございます。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、分かりました。

今回私、伊勢市にはどれだけの附属機関があるのかなということで少し気になったものですので調べてみました。

伊勢市の附属機関はですね、平成29年に見直しをされておるんですけど、現在の状況につきましては、この附属機関条例に基づく附属機関というのが2機関追加されまして、42機関、それから法律に基づく機関として2機関、条例に基づきます機関が33機関ということで、合計しますと77機関ありました。

この数に、多さに非常にびっくりしたところでございます。

一方、附属機関の委員報酬が規定をされております、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例におきましては、日額3万円から6,000円と幅はありますものの、報酬が規定をされている附属機関は、10機関にも満たないということでございまして、表の中には先ほどおっしゃっていただきましたように、その他附属機関の委員その他の構成員には、日額6,000円との規定が置かれております。

それで確認をさせていただきたいんですが、報酬の規定があります附属機関以外につきましては、全てこの日額6,000円の規定が適用されているのかどうなのか。

そうでなければ、誰がどのような基準の下で判断をされているのか、その点を教えていただけないでしょうか。

◎岡田善行委員長
総務課長。

●中世古総務課長

委員仰せのように附属機関の数は多くなっております。

細かな区分けまではちょっと今精査をしておりますけれども、今私どものところで令和5年2月15日現在でいきますと、指定管理者とか、譲渡先とかを決める事業者選定に関する委員会なんかを入れますと90を超える委員会の数がございます。

先ほど言われました規定されている部分についてはちょっと少ないのではないかなと、委員会の数は少ないんじゃないかなという部分でございすけれども、まず、この委員会の委員の報酬につきましては伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例ということに規定をさせていただいております、この規定の仕方というものがですね、6,000円のものについては全て先ほどデジタル政策課長が答弁させていただきましたようにその他附属機関の委員その他の構成員というところで、6,000円の委員は全てそれでお支払いをさせていただいております。

それ以外の金額のもの、例えば1万円であるとか、先ほど3万円からの幅があってということで委員おっしゃっていただきましたけれどもその分についてのみ、特出しという言い方というのは正しいかどうか分かりませんが、その部分で規定をされておって、

それ以外のものの委員については 6,000 円ということで、全て報酬額を規定しているという形になっております。以上です。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

先ほど私が言わせていただきました機関の数につきましては、業者選定の関係の部分が入っておりませんので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

今聞かせていただきましたように、無報酬で参加をいただいております附属機関はないということで確認をいたしましたので、安心をいたしました。もうこれ以上言うことないんですけど、この附属機関の皆さんはですね、わざわざ御足労いただいて、様々な伊勢市の施策の推進に御尽力いただいておりますので、失礼なことがあったらいかんなどということで確認をさせてもらっただけですので、ありがとうございます。

◎岡田善行委員長
他に御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎岡田善行委員長
御発言もないようですので、以上で議案第 23 号の審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎岡田善行委員長
ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第 23 号 伊勢市附属機関条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎岡田善行委員長
御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 24 号 伊勢市職員定数条例の一部改正について】

◎岡田善行委員長

次に、50 ページをお開きください。

50 ページから 52 ページの「議案第 24 号 伊勢市職員定数条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

久保委員。

○久保真委員

はい、防災対応などによる職員定数の改正ということで、職員の負担軽減のためにも大切なことであると認識はさせていただいておりますが、導入前にできることはなかったのかと思ひちょっと話を聞かせてください。

最近では、スマートフォンによる緊急通報機能とかが原因で、誤った通報とかが急増していると全国でも報告があったんですけど、当市の場合の状況をちょっと教えていただけませんか。

◎岡田善行委員長

消防長。

●中芝消防長

委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目としまして、この条例定数に至るまでに消防のほうで何か対策はなかったのかという御質問だったというふうに受け止めさせていただいて、お答えさせていただきます。

まず、消防のほうでは、この216名の定数を願います以前にまず、自助努力といたしまして、その日の勤務人数が足りないというふうになったときには、休みの者に出勤していただいて、その休みの者に対しては別の日に休みを与えるとか、コロナ禍の時には、消防のほうは2部制で対応しているのを3部制に移行して対応するであるとか、そのほか様々な対応をしてまいりました。

ところが昨今、救急の伸び率が增強していることもございまして救急が出ているときに火災が発生したことで、職員数がなかなか足りていないというようなことが起こりましたので願いますものがございます。

ですので先ほども言いましたような対策としては、自助努力として対応させてもらっているところがございます。

そしてもう1点、デジタルのほうの云々というのはちょっと質問の意味が理解できてないので、もう一度もしよろしければ御質問いただければと思います。以上です。

◎岡田善行委員長

久保委員。

○久保真委員

昨今ね、例えばスキー場で、スキーヤー同士がぶつかったただけでもう何か消防のほうに連絡が入ってしまうっていうような事例もあるっていうことを聞きますので、そういう例がなかったのかという意味でちょっとこの辺は聞かせていただきました。もし実数とか把握してないのならまたで結構ですので、調べてもらって分かったときにまた報告いただければ結構ですけれども。

◎岡田善行委員長
通信指令課長。

●中西通信指令課長

先ほど、報道等で、スキー場近くの消防本部に転倒での衝撃により、スマホ等が勝手に119番を通報されるという報道がございました。

このような現象で、伊勢市消防本部に通報があったのかという御質問でございますが、当消防本部には、衝突事故検出機能により、自動的に119番通報がされた件数は3件ございました。以上でございます。

◎岡田善行委員長
久保委員。

○久保真委員

ありがとうございます。

その通報もあったということですね。

110番だけでなく自動車事故検出機能の誤発信も少なくないことはもう、分かってきております。

消防は万が一の確認のため駆けつける事態が頻発しているっていうふうにも、昨今では言われてきてるんですけど、このような場合には、職員の人手不足に陥る可能性もあると思うのですが、先ほど、御説明もいただきましたけど、そのときの誤報の対応っていうのはどのようにしてるのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

◎岡田善行委員長
消防本部参事。

●堀江消防本部参事

委員、御質問ありがとうございます。

誤報のときの対応ですけども、誤報であっても、それが本当に誤報であるのか、実際の災害でないのかというところを見極めて出動はいたしております。以上でございます。

◎岡田善行委員長
久保委員。

○久保真委員

ありがとうございます。

誤報であってもね、やっぱり確認のためには出ていかなければならないというのはこれは消防の宿命でありますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

緊急度判定のプロトコルの研修で、通報時の適切な傷病者への緊急度を評価し、傷病者に適した口頭指導に務めるっていうふうな話もあるんですけど、その辺についてはどうで

すかね。

伊勢の場合、プロトコルの研修でいろんな適切な指示、これは緊急じゃないよ、おうちでこう手当てできるよってというようなこともあるかと思うんですが、その辺についてちょっとお聞かせください。

◎岡田善行委員長
通信指令課長。

●中西通信指令課長

緊急度判定プロトコルの件でございますけれども、これは令和元年12月から通信指令教育に係る指導研修をしております、その中で研修等をさせていただき、適切な119番通報に対応しております。以上でございます。

◎岡田善行委員長
久保委員。

○久保真委員

ありがとうございます。

しっかりね、研修をして、職員も動員していただくということですので、いいかと思うんですけど、今後ですね防火キャンペーンや防火教室等の開催とともに、市民の方へ誤報ではないですけど、軽微なけがとかそういうことでの通報をできるだけお控えくださいというようなことの理解を図る広報活動にもしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

◎岡田善行委員長
他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長
御発言もないようですので、以上で議案第24号の審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長
ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第24号 伊勢市職員定数条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長
御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 25 号 伊勢市職員給与条例の一部改正について】

◎岡田善行委員長

次に、53 ページをお開きください。

53 ページから 55 ページの「議案第 25 号 伊勢市職員給与条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 25 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 25 号 伊勢市職員給与条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

以上で付託案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【行政視察について】

◎岡田善行委員長

次に、「行政視察について」御協議を願います。

本件につきましては、2月8日の総務政策委員協議会におきまして、6月定例会までの実施を決定したものです。

視察項目については、委員から、公共施設マネジメントに関する事項の中で、公共施設の包括管理業務委託についての希望をお聞きしております。

日程につきましては、5月の第3週、第4週のうち、2日ないし3日間で、視察先及び視察項目についても現在調整中でございます。

本件について御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎岡田善行委員長

御発言なしと認めます。

詳細が決まり次第、委員の皆様に御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上で御審査いただきます案件の審査は終わりましたので、これもちまして総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午前 10 時 35 分

上記署名する。

令和 5 年 3 月 14 日

委 員 長

委 員

委 員